

# 東温市結婚新生活支援事業 Q&A

## 目次

### 【申請に関すること】

- Q1 東温市に住民票がないと対象になりませんか。 …3
- Q2 対象期間中に東温市に住んでいましたが、現在は市外に引越しました。申請できますか。 …3
- Q3 所得の確認書類は源泉徴収票でもかまいませんか。 …3
- Q4 再婚は対象となりますか。 …3
- Q5 夫婦の一方が外国人である場合は、対象となりますか。 …3
- Q6 振込先口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。 …3
- Q7 補助限度額になるまで複数回申請することはできますか。 …3
- Q8 ライフデザイン支援講座等の受講とはどのようなものが該当しますか。 …3
- Q9 受講証明書等又は修了テストとは何ですか。 …4

### 【住宅取得費用】

- Q10 住宅取得費用の対象となるのはどのような費用ですか。 …4
- Q11 建売住宅の場合は、取得費用の全額が対象となりますか。 …4

### 【住宅リフォーム費用】

- Q12 住宅リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。 …4
- Q13 外構（門・フェンス・植栽等）工事を実施しました。対象になりますか。 …4
- Q14 設備更新とあるが、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品の更新は対象になりますか。 …4

### 【住宅賃借費用】

- Q15 住宅賃借費用の対象となるものは何ですか？ …4
- Q16 鍵交換や清掃料、賃貸保証料、火災保険料等は対象となりますか。 …4
- Q17 水道光熱費や駐車場代は対象となりますか。 …4
- Q18 勤務先から住宅手当が支給されている場合、対象となりますか。 …5
- Q19 助成対象となる期間を教えてください。 …5

### 【引越費用】

- Q20 引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。 …5
- Q21 旧居に加えて実家からも家具などを運送する場合は、対象となりますか。 …5
- Q22 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引越した場合に、そのレンタカー代や燃料代などは対象になりますか。 …6

### 【省エネ時短家電購入費用】

- Q23 新たに購入した家具などを購入店から新居へ直接配送してもらう費用は対象になりますか。 …6
- Q24 省エネ家電とはどのような家電が該当しますか。 …6

- Q25 時短家電とはどのような家電が該当しますか。 …6
- Q26 ネットで購入した省エネ・時短家電は対象になりますか。 …6
- Q27 ポイントやクーポン等で支払った省エネ・時短家電は対象になりますか。 …6

【申請に関すること】

Q1 東温市に住民票がないと対象になりませんか。
A 申請日に、夫婦の両方又は一方が東温市に住所があり、住民票の住所が申請に係る住宅となっていれば、対象となります。
Q2 対象期間中に東温市に住んでいましたが、現在は市外に引越しました。申請できますか。
A 申請日に、夫婦の両方又は一方が東温市に住所を有している必要があるため、申請できません。
Q3 所得の確認書類は源泉徴収票でもかまいませんか。
A 所得証明書の提出が必要です。令和8年1月1日時点で住民登録があった市町村が発行する所得証明書を提出してください。
Q4 再婚は対象となりますか。
A 夫婦の双方が過去に補助を受けていなければ対象となります。 ただし、過去に補助を受けた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合に、その離婚日が再婚日から起算して1年以内である場合は、対象となりません。
Q5 夫婦の一方が外国人である場合は、対象となりますか。
A 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。
Q6 振込先口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。
A 申請者名義の口座に限ります。
Q7 補助限度額になるまで複数回申請することはできますか。
A 補助限度額に達していなくても、申請は1回限りです。
Q8 ライフデザイン支援講座等の受講とはどのようなものが該当しますか。
A 以下の講座等のうちいずれか1つを、夫婦ともに受講する必要があります。 ①プレコンセプションケアに関する講座等の受講 ②共家事・子育て講座等の受講 ③ライフデザイン支援講座  ①②については、市HPに掲載している動画の視聴又は冊子を確認し、修了テストを実施し合格点に満たすと受講とみなします。 ③については、民間企業等が実施している講座を夫婦共に受講してください。

Q9 受講証明書等又は修了テストとは何ですか。

A ①②については、市HPに掲載している修了テストを実施したものを印刷して提出してください。

③夫婦それぞれの氏名が入った受講したことが分かる書類（修了証等）を提出してください。

#### 【住宅取得費用】

Q10 住宅取得費用の対象となるのはどのような費用ですか。

A 建物の購入費用のみ対象となります。土地購入代は対象となりません。

Q11 建売住宅の場合は、取得費用の全額が対象となりますか。

A 住宅取得費用のみ対象となります。

#### 【住宅リフォーム費用】

Q12 住宅リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。

A 住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。

Q13 外構（門・フェンス・植栽等）工事を実施しました。対象になりますか。

A 対象となりません。外構工事の他に倉庫や車庫等の工事も対象となりません。判断に迷う場合は、工事の実施前に対象になるかお問合せください。

Q14 設備更新とあるが、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品の更新は対象になりますか。

A 対象となりません。

#### 【住宅賃借費用】

Q15 住宅賃借費用の対象となるものは何ですか？

A 賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料のみ対象となります。

Q16 鍵交換や清掃料、賃貸保証料、火災保険料等は対象となりますか。

A 原則、対象となりません。  
ただし、賃貸契約書に契約条件として記載がある場合は、対象となる可能性があります。

Q17 水道光熱費や駐車場代は対象となりますか。

A 原則、対象となりません。  
ただし、賃料と一体となっており、切り分けることが出来ない場合は、対象となる可能性があります。

Q18 勤務先から住宅手当が支給されている場合、対象となりますか。

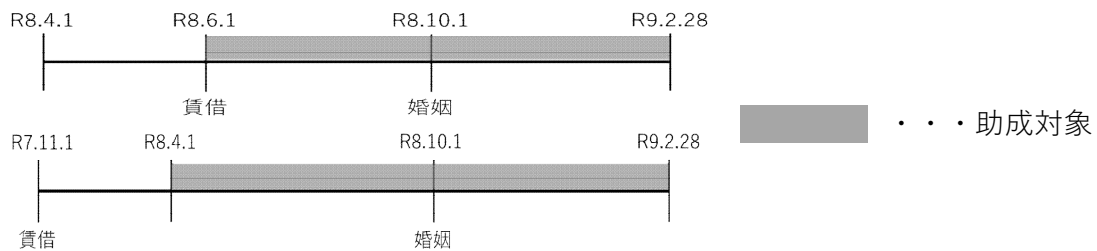
A 賃料から住宅手当を差し引いた金額が対象となります。別紙「住宅手当支給証明書」をご提出ください。

【例】 60,000円（賃料・共益費）－10,000円（住宅手当）＝50,000円（1ヵ月の助成額）

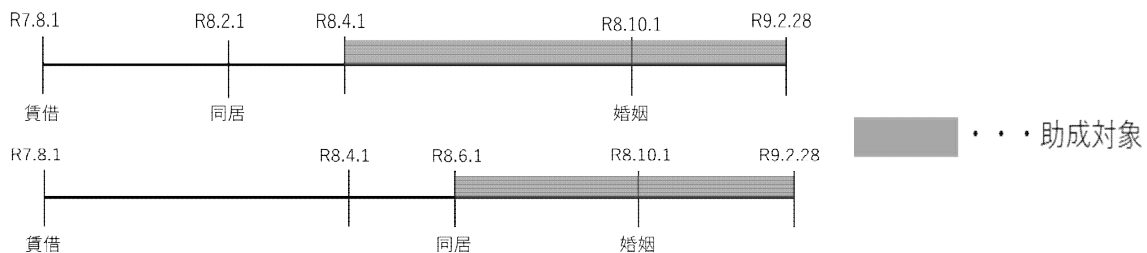
Q19 助成対象となる期間を教えてください。

A 令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に支払った費用が対象となります。ただし、居住状況等により、助成対象期間が異なる場合がありますので、下記の申請例をご確認ください。

【例1】 婚姻日から起算して1年前以内に賃借した場合（同居開始日はいつでも可）



【例2】 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借した住宅に、婚姻を機に同居する場合



【注意】 同居日とは、住民票の住所が当該住宅の住所に変わった日を指します。

【例3】 夫婦の一方が婚姻を機とせず又は婚姻日から起算して1年超前に賃借した住宅に、婚姻を機とせず同居する場合



### 【引越費用】

Q20 引越費用の対象となるのはどのような費用ですか。

A 引越業者や運送業者を利用して行った引越に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。

Q21 旧居に加えて実家からも家具などを運送する場合は、対象となりますか。

A 引越業者等を利用して行った運送費用は対象となります。

Q22 自ら運送する・友人に手伝ってもらう等により引越した場合に、そのレンタカー代や燃料代などは対象になりますか。

A 対象となりません。

Q23 新たに購入した家具などを購入店から新居へ直接配送してもらう費用は対象になりますか。

A 対象となりません。

**【省エネ・時短家電購入費用】**

Q24 省エネ家電とはどのような家電が該当しますか。

A 電気冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、照明器具などが該当します。ただし、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されており、省エネラベル2つ星以上の製品に限ります。判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

Q25 時短家電とはどのような家電が該当しますか。

A 洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機含む）などが該当します。判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

Q26 ネットで購入した省エネ・時短家電は対象になりますか。

A 対象になります。領収書を印刷し提出してください。

Q27 ポイントやクーポン等で支払った省エネ・時短家電は対象になりますか。

A ポイント、クーポンで支払ったものについては対象になりません。

**【例】**洗濯機150,000円のうち、120,000円を現金で、30,000円をポイントで支払った場合

現金 120,000円 対象

ポイント 30,000円 対象外